

消 防 消 第 4 6 号
平成 2 9 年 3 月 7 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁消防・救急課長
（ 公 印 省 略 ）

大規模災害時等における緊急参集に関する子育て中等の職員に対する支援策について

消防庁では、「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」（平成27年7月29日消防消第149号）において、ライフステージに応じた配慮の一環として、「各消防本部は、市町村長部局とも連携しつつ大規模災害時等に緊急に対応できる子供の預け先の確保などの子育て支援策の創設、拡充を進めるとともに、緊急参集要員の免除を含めた柔軟な対応を実施すること」を要請しています。

大規模災害時等における緊急参集に関する子育て中等の職員に対する支援策（以下「緊急参集支援策」という。）については、現状においては、緊急参集の免除について一部の消防本部において規程等を設けて対応している状況であり、その他の積極的な支援策については、ほとんどの消防本部において実施されていません。

緊急参集支援策の実施については、初動の体制を整えるとともに、災害対応が長期化した際の体制の強化にも資するものであって、極めて重要なものです。

そのため、各消防本部においては、下記の緊急参集支援策の実施について、早急に検討していただきますよう、お願いします。

各都道府県におかれては、都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、別紙取組を参考として、適切に対応いただきますよう周知徹底をお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 緊急参集支援策（別紙参照）

（1）積極的な支援策

「職員による職場での子供の一時預かり」等、積極的な支援策。

(2) 緊急参集の免除

緊急参集時に子供や介護の必要がある家族を安心して預ける先を確保できない者について、参集を免除（規程等を整備）。

2 緊急参集支援策の検討・実施にあたっての留意点

- (1) 市町村長部局の職員と緊急参集支援策を共有することについても配慮すること。
- (2) 職員が、上記1 (1)又は(2)のいずれかを選択できることが望ましいこと。
- (3) 緊急参集支援策の実施状況については、毎年ヒアリング等を通じて、消防庁において継続して把握する予定としていること。

添付資料

別紙：緊急参集支援策の取組例

【担当】

消防庁消防・救急課

職員第一係 芥田、島田

電話：03-5253-7522

FAX：03-5253-7532

E-mail：shokuin@soumu.go.jp

(1) 積極的な支援策

取組例 ① < 職員による職場での子供の一時預かり >

緊急参集時に、子供と一緒に消防署へ参集し、署の会議室等で職員が一時的に面倒をみる。他の参集職員は災害対応に従事する。

自衛隊

○ 家族支援施策(子供の一時預かり)
災害派遣等の緊急登庁時に、他に預け先がなく帯同して登庁せざるを得ない隊員の子供を、自衛隊の駐屯地・基地の会議室等で、隊員が一時的に預かっている。

取組例 ② < 職員の家族等による家庭での子供の一時預かり >

緊急参集時に子供を預けたい職員と子供を預かることができる職員の家族・OB等とを事前にマッチングしておく。発災時には事前のマッチングに基づき、預かりを実施し、預けた職員は実費を負担する。

広島県警

○ キッズ・サポート制度
急な残業等により、子供の面倒が見られなくなった場合で、保育・学校施設、親族等、他に育児支援を得られない職員に対し、広島県警察職員関係者が子育てサポートを行う制度。預けたい職員と預かってもいいとしている警察職員の家族・OB・職員等とのマッチングを広島県警で行っている。

取組例 ③ < 24時間365日対応のベビーシッター等の確保 >

緊急参集時に、24時間365日緊急対応可能な保育施設やベビーシッターが利用できるよう業者と契約する。

東京消防庁
(警視庁も同様の取組を実施)

○ 24時間365日利用可能な保育施設への補助
福利厚生事業の一環として、割引価格で保育施設やベビーシッター(事前に利用登録することにより24時間365日対応可能な施設等を含む)を利用できるように業者と契約している。

(2) 緊急参集の免除

疾病のほか、妊娠、育児、介護等により職務に従事できないと認められた場合は、参集を免除することができる。
(東京消防庁など複数消防本部)

※ 参考

訓練時、託児スペースを設置し、保育士資格を有する団員や子育て経験のある団員が交代で面倒をみている。
(横浜市旭消防団)